

甲府法人会たより



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和6年11月

第 164 号

題字 関 会長



主な内容

巻頭寄稿
法人会全国青年の集い
少年サッカー・税金教室
富士山クリーン作戦
法人会全国大会
令和7年度税制改正に関する提言
法律相談Q&A
税務相談Q&A
会社のための税情報

URL. <https://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

巻頭寄稿

『甲府のポテンシャル』

甲府税務署

副署長 稲田 統由起

不思議だ。昨年の7月に甲府税務署に着任して以来、ずっと疑問に思っている。甲府市の人口はたったの18万人。少なすぎないか？しかも年々減少傾向。甲府駅前を歩いていると更に疑問が深まる。人通りが少ない。甲府は県庁所在地なんだよなあ。駅前を歩きながら思う。やや乱暴だが、同じ東京隣接の県庁所在地の人口を見てみると、神奈川県横浜市は377万人、埼玉県さいたま市は134万人、千葉県千葉市は98万人。そして、東京・甲府間よりも遠い茨城県水戸市は26万人、さらに同じ「海なし県」である栃木県宇都宮市と群馬県前橋市は、それぞれ51万人と32万人。ちなみに、全国県庁所在地人口ランキングを調べてみたら、甲府市の人口は下から2番目（最下位は鳥取市、その差は僅か3千人）。なんだか解せない。

言わずもがなだが、甲府市周辺には、歴史や自然、郷土料理や果物、日本酒・ワイン・ウイスキー、温泉、伝統工芸、貴金属関連等の地場産業、さらに東京から電車で90分、高速道



後列一番左側が筆者です

路で2時間という程よい距離感。人が集うスペースは揃っている。

私は旅行や仕事でいろいろな県庁所在地に行ったが（自身未踏の地は、松江市と鳥取市ぐらい）、甲府ほど地域の魅力と人口のギャップの差が激しいのは珍しいのではないかと。もちろん人口の多寡だけが、地域の魅力や活力の尺度とは思わないし、外から見るのと内から見るのでは違うと思うが、やっぱり今更には見つけたものの、みんながその良さを分かってくれないという何かモヤモヤした気持ち。といったところか。甲府で単身赴任生活を始めて一年半近く経つが、このモヤモヤ感は深まるばかりだ。

私自身は、甲府の水が合うし、甲府ライフをとて満足している。最近、私のお気に入りの「甲府税務署管内観光コース（二泊二日）」を企画して楽しんでいる。東京からゴルフ仲間が遊びに来ると、初日は、ワイナリーOR酒蔵↓昇仙峡OR清里・

白州エリア↓ほうとうOR吉田うどん↓温泉（ほったらかし温泉ORみたまの湯）↓宴会は郷土料理屋。二日目は、ゴルフ↓地元居酒屋での「反省会」と称した打上げ。もちろん「反省会」では、ワイナリーや酒蔵で買い込んだ美味しいワインと日本酒を堪能すると、遊びに来た仲間はみんな大満足して、「甲府（税務署管内）」は最高だなあ。甲府で働くのもありだなあ。」と言って東京に帰っていく。お世辞ではないと思う。甲府が褒められると、私の故郷が褒められたみたいで凄くうれしい。

ちなみに、私の故郷は福岡県北九州市小倉（北九州市の人口は92万人、小倉は38万人）。今年の夏に帰省した時、ふと思った。小倉と甲府は似ている。小倉はヤクザのイメージが強いかもしれないが、山が多い自然環境（海あり県）、城下町としての歴史的背景、郷土料理やB級グルメ、少々粗い方言など、甲府と重なるところが多い。加えて、甲府と同じく小倉も人口減少問題に直面している。小倉最大の「魚町銀天街」と「旦過市場」はシャッター通りが増え、賑やかだった祭りも当時の勢いはない。かつてのライバルだった福岡市（人口164万人）の繁栄とは雲泥の差。寂しい限りだ。

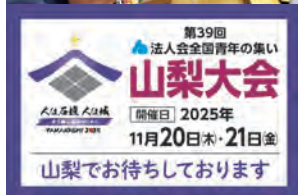
きなポテンシャルを感じてならない。言語化するのには難しいが、今は点と点で繋がっていない魅力ある地域資源が、何か一つピースがはまると、ガラッと激変するのでは。その決め手が「リニア中央新幹線の開通」かもしれないし、何か他の要因かもしれない。その時には、インバウンドも激増しているのは間違いないだろう。そんな甲府の景色を見ながら、近い将来「やっぱり甲府のポテンシャルは高かった！」と独り言を言ってみよう。私は通勤族のため、いずれ甲府を離れなければならないが、東京勤務を想像すると今からゾッとする。一時間を超え通勤時間、満員電車や人混みなどのストレスフルな生活。自宅がある川崎市に戻ったら、ストレス発散やリフレッシュが必要になるのは間違いない。故郷の小倉は、遠くてなかなか帰省できないが、第二の故郷の甲府には、家族や仲間とともにちよくちよく遊びに来て、当時の思い出に浸りながらエンジョイしたいと思っている。そして、夜の反省会での「乾杯」といえば、もちろん、甲府で覚えた「これ」。片手に「ワイン」、片手に「日本酒」を持ちながら、「第二の故郷、甲府に乾杯！」。まだ先の話だが、その瞬間をとて

来年の「全国青年の集い山梨大会」に向けての会議

10月22日、青年部会員31名が集まり、来年開催される「全国青年の集い山梨大会」に向けての会議を行いました。

山梨大会の準備状況や、甲府法人会が担当する「総務委員会」、「広報委員会」、「租税教育・健康経営プレゼン担当委員会」、「式典・記念講演会担当委員会」4つの委員会のメンバーと役割について協議しました。11月7日、8日の福井大会には22名の部会員が参加し全ての行事の運営を見学し、参考にして進めていきます。

会議終了後には、福井大会参加者に配布するお土産の「ほうとう」2,200個に山梨大会PRシールを張る作業を全員で行いました。



「全国青年の集い5県連会議」を山梨で開催

8月23日、古名屋ホテルにおいて「全国青年の集い5県連会議」が開催され甲府法人会青年部会から11名が参加しました。これは「全国青年の集い」を昨年開催された山形県、本年開催される福井県、来年開催する山梨県、2年後開催される島根県、3年後開催される徳島県の法人会青年部会員が集い、大会開催前と後での情報共有を目的としています。

当日は、全国法人会総連合の青年部会連絡協議会から平良会長をはじめ5県の法人会青年部会員総勢45名が集いました。

来年11月に開催する山梨大会にむけて山形県連および福井県連の方々から成功事例や注意点、準備状況を参考にさせていただいた大会の成功へ進めたいと語ります。



青年部会「東京局連3県連部会長サミット」

10月18日、千葉市のホテルポートプラザちばにおいて「東京局連3県連部会長サミット」が開催され甲府法人会青年部会から4名が参加しました。これは神奈川県・千葉県・山梨県の3県の法人会青年部会（合計36会）の部会長、副部会長を中心に集まり、研修及び交流を図ることを目的としています。

当日は、全国法人会総連合の青年部会連絡協議会から平良会長をはじめ副会長の方々、3県の法人会青年部会員の総勢170名が集いました。

第1部のサミットでは、全国の法人会青年部会で推進をしている「財政健全化のため健康経営プロジェクト」の取り組み内容について、各県を代表した1単位会と企業1社が発表を行いました。山梨県連からは山梨法人会が「万歩計を付けて親睦ゴルフコンペ」、大月法人会所属の吉田精工株式会社が「身体を温める『医者いらずの健康経営』」と題しプレゼンテーションを行いました。

第2部の交流会では、来年11月に開催される「全国青年の集い山梨大会」のPRの時間をいただき、大会会長を務める大木青年部会長を中心に山梨県連メンバー一同で大会開催への意気込みをアピールしました。



来年の「全国青年の集い山梨大会」の開催PRを行なった交流会



神奈川・千葉・山梨の事例発表を行なった「部会長サミット」

県内4法人会共催 「少年サッカー・税金教室」



「ヴァンフォーレ甲府」が指導

9月28日、J・I・Tリサイクルインクスタジアムにおいて「少年サッカー・税金教室」を開催し、山梨県内の18のサッカーチーム、約260名の小学生が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会の部会員が大勢参加し協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行いました。プロ選手のデیفENSEスを突破し、4択の回答番号に向かって一斉にドリブルを行うなど、サッカーを楽しみながら回答するなど税に関するクイズで「税」について楽しく学んでもらいました。

また、サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手とアカデミーコーチに講師を担当していただき、プロ選手のプレーの見学や技術指導

のほか子供達によるミニゲームも行い、子供たちは憧れのプロ選手とのふれあいも楽しんでいました。
法人会キャラクター「けんた」も登場してゴールキーパーとなり、会場を盛り上げました。



開 会 式



ゴールキーパー「けんた」



プロ選手と対決したミニゲーム



税金クイズ



「富士山クリーン作戦」に参加

8月3日、山梨県側の富士山五合目周辺く六合目を中心に「富士山クリーン作戦」が実施されました。県内外から45団体・個人あわせて約950人が参加し、甲府法人会からは女性部会を中心に29名が参加しました。

富士吉田市の富士北麓公園で行った出発式では、富士山をきれいにする会の野口英一理事長をはじめ、山梨県の長田公副知事などが、参加者に向けて激励の言葉を述べました。

出発式の後、富士山五合目に移動し、法人会は、五合目ロータリー周辺で清掃活動を行いました。登山道周辺にはペットボトルや空き瓶などが散見され、1時間半の活動でクリーン作戦全体では合計70キのごみを回収しました。

清掃活動後は五合目で女性部会の皆様が差し入れてくださった手料理をいただき、とても美味しく、話しにも花が咲き楽しい時間を過ごせました。

美しい富士山を後世に残していくための活動に参加でき、また会員の皆様と交流を深めることができた一日となりました。



出発式



参加者の皆様



五合目でランチ



甲府税務署の方々も参加されました



ごみ拾いの様子



女性部会は7月30日、甲府駅北口よつちやばれ広場付近において「無理なく節電」を合言葉に全国の法人会女性部会が推進している「いちごプロジェクト」の推進うちわの配布を行いました。

今後もこのような機会を通じて、節電の協力依頼や法人会のPR等を行ってまいります。

女性部会
『いちごプロジェクト』
『うちわ』を配布

法人会全国大会(鹿児島大会)

10月3日、第40回法人会全国大会が鹿児島県の城山ホテル鹿児島において開催され、甲府法人会から関会長をはじめ6名が参加しました。

第一部の式典では会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。

続く第二部は、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏による「く新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界く危機下の経営戦略を語る」と題した講演が行われました。

危機下では事実を従業員に気迫を込めて伝え、しっかりと対話しながら経営危機を乗り越えることの大切さを学ばせていただきました。



作品募集の審査会

「税に関する絵はがきコンクール」



「小学生の税に関する習字展」



作品の展示のお知らせ

「小学生の税に関する習字展」入賞作品

優秀賞（33作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
イオンモール甲府昭和 2階さくらブリッジ	令和6年11月5日(火)～11月17日(日)
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和6年11月9日(土)～11月17日(日)
甲府合同庁舎 1階(甲府駅北口)	令和6年11月11日(月)～令和7年10月
甲府法人会館 2階	令和6年11月11日(月)～令和7年10月

優秀賞（33作品）および佳作（65作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
韮崎市役所 1階 ロビー	令和6年12月6日(金)～12月12日(木)
山梨県立図書館	令和6年12月17日(火)～12月26日(木)
山梨中央銀行 柳町支店	令和7年1月9日(木)～1月31日(金)
甲府市役所 1階 市民活動室	令和7年1月27日(月)～1月31日(金)
韮崎市交流センター(ニコリ)	令和7年2月4日(火)～2月14日(金)
YCC県民文化ホール	令和7年2月20日(木)～3月19日(水)

「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

優秀賞（8作品）および佳作（12作品）の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府法人会館 2階	令和6年11月11日(月)～令和7年10月

※甲府合同庁舎、甲府法人会館、金融機関は、土曜日・日曜日・祝祭日等は休日のためご覧いただけません。

※優秀作品の紹介は、次号(令和7年1月発行)に掲載いたします。

基礎から学ぶハラスメント防止セミナー

山梨県連・甲府法人会共催の「基礎から学ぶ ハラスメント防止セミナー」は10月2日と10月16日の2回に分け、県内各地の法人会会員企業の経営者と社員合計30名が参加されました。

山梨中銀経営コンサルティングの西川チーフコンサルタントが講師を務め、ハラスメントの起きない、起こさない職場をつくるためにテーマに研修を行いました。

第1回は防止措置を義務付ける法律が施行された「パワーハラスメント」について、『パワーハラにならない



具体例を挙げて説明

い叱り方」や『自分の怒りをコントロールするアンガーマネジメント』、『パワーハラは上司↓部下だけではなく、など具体例を挙げてお話いただきました。

第2回は「セクシュアルハラスメント」と、昨今社会問題にもなっている「カスタマーハラスメント」について、『職場でセクハラを起こさないためのポイント』や『カスタハラ対応の組織づくり』などグループディスカッションを交え学んでいただきました。



グループディスカッションの様子

バス車外広告がスタート

山梨交通バスの車体後部に「税に強い経営者が次世代を支える！法人会に入りませんか？」の大型看板広告を掲載し運行がスタートしました。

伊勢町営業所を発着する計2台に掲載することで、経営者や通勤者などの対象者に直接の訴求効果が期待できます。

また、山梨交通様のご協力をいただき法人会の事業や研修会の案内チラシも設置させていただきました。



バス広告看板



車内設置チラシ

令和7年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

全国法人会総連合では、各県連から提出された税制改正に関する意見を取りまとめ、9月19日の理事会において、「令和7年度 税制改正に関する提言」を決議しました。

この決定された提言内容の実現に向けて、山梨県法人会連合会においては、山梨県選出の国会議員と山梨県及び県議会、甲府法人会においては、管内の自治体（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）及び議会に対して、10月から12月にかけて提言活動を実施していく予定です。

はじめに

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさるなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を

向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り越えるために大規模な財政出動が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとは言い難い。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、この段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破した。こうした債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性

を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス≡PB）を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月に

は追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に来る中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならぬ。

（1）本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続す

るように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

（2）こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3・6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。

岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保障料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

（3）防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出す

ることとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金的大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求め

られており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

（1）公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

（2）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック（後発薬）の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

（3）少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

（4）介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を

高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐる問題は、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証

し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融资（財投）を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的に受受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

（1）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄

の削減。

(4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%（令和6年8月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報

報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e・Taxやe・LTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながる。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となつていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

① 今後の税制改革に当たっては、

経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっていく。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐると先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改

正など、実効性のある取り組みを進

めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁をめぐつては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、

中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをのしないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者にならねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い

負担となつていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)

取引相場のない株式の評価、(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を

提出しているものの、まだ事業承継を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めている。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税

事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III 地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を

構築し、民間の知恵と工夫で新たな
地場技術やビジネス手法を開発しな
ければ、真の活性化にはつながら
ない。

(1) 地方創生は、さらなる税制上の
施策による本社機能移転の促進、
地元の特性に根差した技術の活
用、地元大学との連携などによ
る技術集積づくりや人材の育成
等、実効性のある改革を大胆に
行う必要がある。そうした中で
中小企業の事業承継は、地方創
生戦略との関係からも極めて重
要だと認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化について
検討すべきである。基礎自治体
(人口30万人程度)のさらなる
拡充を図り、財政基盤の強化に
つなげる必要がある。

(3) ふるさと納税は、その返礼品と
して地域産品を提供することで、
地域振興を促す面がある。だが、
住民税は居住自治体の会費であ
り、他の自治体に寄付の形で納
税することは地方税の原則にそ
ぐわないとの指摘もある。寄付
先を納税者の出身自治体に限定
するなど、さらなる見直しが求
められる。また、必要経費は寄

付総額の5割以下とする基準が
設けられているが、より多くの
寄付金が寄付先の地域のために
活用されるように過度な返礼品
競争を排し、事務手数料のあり
方等を含めて制度設計を見直す
必要がある。

IV 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興に
ついて、令和3年度から7年度まで
の5年間で「第2期復興・創生期間」
と位置付け、復興の円滑かつ着実な
遂行に期することとしている。その
ためには、これまでの効果を十分に
検証し、予算の執行を効率化すると
ともに、原発事故への対応を含めて
引き続き適切な支援を行う必要があ
る。とりわけ被災地における企業の
定着、雇用確保などに対し実効性あ
る措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震
が発生するなど、近年、強い地震や
台風などの大規模な自然災害が相次
いで発生している。東日本大震災の
対応などを踏まえ、被災者の立場に
立った適切な支援と実効性のある措
置を講じ、被災地の確実な復旧・復
興等に向けて取り組まなければなら
ない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便
性向上や事務負担の軽減を図るため、
国税と課税の基準を同じくする法人
の道府県民税、市町村民税、法人事
業税の申告納税手続きについて、地
方消費税の執行と同様に、一層の合
理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果
ガスの排出を実質的にゼロにする「カー
ボンニュートラルの実現」を目指し
ており、その中間に位置する203
0年に温室効果ガスの排出量を「46
%削減(13年度比)する」との目標
を国際公約として打ち出している。
令和5年5月にGX推進法が成立
し、「GX経済移行債」を発行して
脱炭素に向けた民間投資を進めると
ともに、その償還財源として二酸化
炭素の排出量に応じて企業に負担を
求める「カーボンプライシング」が
導入された。

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障
制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!

法律相談



【法律相談Q&A】 部下の上司に対するパワー ハラスメントについて

古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q ありもしないパワーハラスメントを主張して、部下の方が管理職を脅し、誹謗中傷するケースが増えていると聞きます。会社として、どのような対応を心掛けるべきでしょうか。

A いわゆるパワーハラスメントについては、労働法制上の喫緊の課題とされ、これまで対応が進められてきました。そして、令和2年6月1日施行の改正労働施策総合推進法により、パワーハラスメントの防止措置を講ずることが事業主の義務とされ、中小企業についても、令和4年4月1日からその対象とされました。

このような経緯の中で、パワーハラスメントの概念は市民の間にますます浸透していますが、正確な理解を伴わない場合もあるためか、職場内で従業員が濫用的にパワーハラスメントを主張する事例が増加してい

ると指摘されています。

部下の方が、上司を誹謗中傷し、パワーハラスメントで訴えるなど威嚇する行為は「逆パワハラ」と呼ばれることもあります。御相談の件は、これに該当するものといえます。

「逆パワハラ」のケースでは、誹謗中傷の対象となった管理職がパワーハラスメントをしないよう慎重になる余り、毅然とした対応をとることが難しくなっており、部下の行為がますますエスカレートするという悪循環に陥ることがあります。対応方針を明確にしておくことが重要です。

前提として、部下の行為であってもパワーハラスメントに該当し得るということを確認する必要があります。パワーハラスメントは、①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超え、③労働者の就業環境を害するもの、と

定義されていますが、部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その協力を得なければ業務の円滑な遂行が困難である場合や、集団による行為でこれに抵抗することが困難である場合などは、①の条件を満たすとされています。

ですから、パワーハラスメントで訴えるなどと執拗に管理職を威嚇する行為は、それ自体が上司に対するパワーハラスメントに該当し得るというところをまずは認識する必要があります。厳密には、部下の上司に対する行為がこれら3つの条件を満たす場合を「逆パワハラ」というべきかもしれません。例えば①の条件を満たさないような場合であっても、上司に対する誹謗中傷や威嚇が許されるわけではなく、会社として適切に対応する必要があります。そこで、以下では、このような場合も広く「逆パワハラ」に含めて考え、対処方法をみていくことにします。

まず、部下が問題視している事柄について、早い段階で正式な調査を開始し、それが部下に対するパワーハラスメントに該当しないことを確定することが有効です。そのためには、労働施策総合推進法上の義務とされているパワーハラスメント規程の整備や、相談窓口の設置などの措置が適切にとられているか、確認することが重要になります。そこに不備があると、「逆パワハラ」に対し

毅然とした対応をとることが難しくなるというだけでなく、そのこと自体が職場環境配慮義務違反に当たるとして債務不履行責任を追及される可能性もありますので、注意しないといけません。

その上で、なお「逆パワハラ」の事態が解消しない場合には、口頭での対応を切り上げ、記録に残す意味でも業務命令書等の書面で指導するようにし、当該命令も無視するようであれば、配置転換や懲戒処分を検討していくことになります。

なお、「逆パワハラ」を理由に行われた普通解雇を有効とした裁判例も存在しますが、年下の女性主任の下に配属された男性職員が、主任の業務命令を一方的に拒否し、大声を出すなど威圧的な行動をとっていた事案においては、地方裁判所が解雇処分を有効としたのに対し、高等裁判所は配置転換により他の上司の下で就業する機会を与えるべきだったとして、解雇処分を無効としています。

このように、「逆パワハラ」の事案で特に悪質な場合については解雇をすることも考えられますが、その有効性が厳しく判断されることは通常の場合と同様ですので、退職勧奨による合意退職の検討を先行し、また、解雇を回避するために必要な措置を行うなど、特に慎重な対応が求められます。

税 務 相 談



どうなる？ガソリン価格 ～ガソリンにかかる税のしくみ～

東京地方税理士会甲府支部

税理士 田村 良平

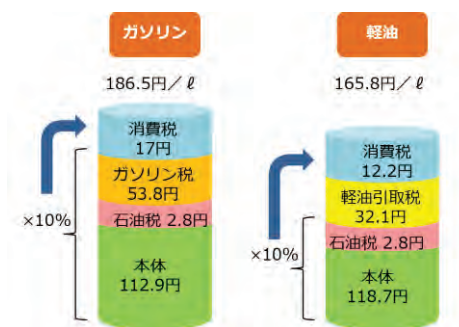
高止まりを続けるガソリン価格ー 山梨県内における平均価格は174.9円です。(1)

2023年9月には過去最高の186.5円を記録し、補助金による抑制がなければ200円を超えていたとされます。この補助金は2022年の開始以来、何度も延長されてきましたが、今年2024年限りで廃止される予定です。

今月の記事は、ガソリンに課される税と、それを取り巻く問題について考察します。

■ガソリンにかかる税 ～軽油と比較しながら～

ガソリンは乗用車、軽油はトラックやバスなどディーゼルエンジン車の燃料に使用されています。



〔出典〕ZEMO『ガソリン・軽油・灯油にかかる税金の内訳と消費税』

① ガソリン税

「揮発油税」と「地方揮発油税」の合計をいい、1リットル28.7円が本来の税率ですが、暫定税率として25.1円が上乗せされ、現在は28.7円+25.1円=53.8円です。

ガソリン税は長らく、道路特定財源として国道や地方道の整備に充てられてきましたが、2009年4月以降は用途を特定しない一般財源に変わっています。

② 軽油引取税

本来税率15円+暫定税率17.1円=32.1円で、ガソリン税と同様2009年以降は一般財源化しています。

③ 石油税

「石油炭素税（2.04円）」と「温暖化対策税（0.76円）」の合計2.8円です。

④ 消費税

ガソリンと軽油、いずれも10%の消費税が課されますが、図のように違いがあります。

ガソリンはガソリン税と石油税に消費税が課されるのに対し、軽油は石油税にのみ消費税が課され、軽油引取税は対象外です。

これは、ガソリン税は石油メーカーが負担し、ガソリンスタンドに卸す時点でガソリンの販売対価に反映されているためです。一方、軽油引取税は消費者が負担し、ガソリンスタンドが代わりに納税するだけで、軽油の販売対価に反映されないためです。

よって、軽油を購入した時は、消費税の経理に注意が必要です。

軽油引取税にかかる消費税区分は「課税仕入10%」でなく「対象外（不課税）」となります。ガソリンスタンドが発行するレシートを確認してみてください。

① ガソリンのみの場合 (a) 内税ベース		② 軽油のみの場合 (a) 内税ベース	
領収書 〇〇石油店 20XX年XX月XX日 登録番号 T1234567890123		領収書 〇〇石油店 20XX年XX月XX日 登録番号 T1234567890123	
レギュラーガソリン	¥ 5,155	軽油	¥ 5,155
数量 35.55 L		数量 35.55 L	
単価 145 円		単価 145 円	
合計 ¥ 5,155		(内軽油本体) 112.9 円 ¥ 4,014	
(内消費税 ¥ 469)		(内軽油税) 32.1 円 ¥ 1,141	
		合計 ¥ 5,155	
		(内消費税 ¥ 365)	
* 軽減税率対象品目		* 軽減税率対象品目	

[出典] 全国石油商業組合連合会 2023年9月『軽油委託販売におけるインボイス対応について』p11

■消えぬ二重課税の疑問

先述のとおり、ガソリン税と石油税にさらに消費税が課されており「二重課税ではないか」という疑問が呈されています。

国税庁の見解は、ガソリン税は石油メーカーが負担し、消費税は消費者が負担するので、二重課税ではないというものです。(2)

その一方で、"tax on tax"（税金に税金がかけられている状態）は異常であるから解消すべきという意見も根強くあります。(3)

こうした二重課税の議論は、酒税やたばこ税でも見られます。本稿で結論は出ませんが、我が国の重層的な税のしくみについて、一度考えてみては如何でしょう。

■トリガー条項とガソリン補助金

トリガー条項とは、ガソリンの平均価格が3カ月連続で160円を超えた場合、暫定税率の25.1円をなくし、3カ月連続で130円を下回れば元に戻すという制度です。(4)

ガソリン補助金は、平均価格170円を超えた場合、石油元売メーカーに最大5円を支給し価格抑制に繋げる制度です。2022年1月に開始し、同年4月末までの暫定措置でしたが、その後7度も延長、2024年内で廃止されようとしています。(5)

仮に、補助金を廃止し、トリガー条項を発動（暫定税率を停止）した場合、ガソリン価格は現在と同程度になりますが、発動前の買い控えや停止前の駆け込み需要など混乱も懸念されます。

こうした背景から政権与党内では慎重論が根強く、2024年度の税制改正大綱にはトリガー条項の凍結解除について記載されず、先行き不透明な状況です。

■まとめ

このような状況下で、中小企業はどのように対応すべきでしょうか。

地道な取り組みかもしれませんが、ガソリンなど燃料費削減のため、運行や配送ルート効率化、オンライン商談による移動費の抑制などが考えられます。燃費の良い車両の導入もよいでしょう。

ガソリン価格の高騰は、重層的な税のしくみと相まって大きなコスト要因です。

経営者はむしろこれを契機に、自社のコストを根本から見直し、生き残る経営戦略に舵を切る時が来たといえるでしょう。

(1) 『ガソリン・灯油価格NAVI』より2024年10月15日時点の価格

(2) 国税庁タックスアンサー | №6313 酒税、たばこ税などの個別消費税の取扱い
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6313.htm>)

(3) 2023年10月26日朝日新聞デジタル | ガソリン二重課税「最低限見直しを」石油連盟会長
(<https://www.asahi.com/articles/ASRBV72HDBVUTFK014.html>)
JAF（日本自動車連盟）ホームページ | 自動車税制改正に関するJAFの要望活動
(<https://jaf.or.jp/about-us/csr/jaf-demand>)

(4) 東日本大震災の復興財源を確保するため凍結され、一度も発動されたことはない。

(5) 正式名称は「燃料油価格激変緩和補助金」。資源エネルギー庁ホームページ | 2024年内に限り支援を継続

～ 会社のための税情報 ～

会社につながる『様々な情報』をお伝えします。

(協力: 甲府税務署)

源泉所得税

令和6年分の所得税においては、定額による所得税の特別控除で「定額減税」が実施されています。

本年の年末調整では、年末調整時点の定額減税額である「年調減税額」を算出し、年税額の計算の際に、年調所得税額から年調減税額を控除する年調減税事務を行うこととなります。

11月に入り、年末調整の準備が始まりました。

人事担当1年目のAさんとベテラン職員Bさんが「年調減税事務」を行う際の注意点について話しています。

人事担当A 今年、定額減税の事務で6月以降の経理事務が大変でしたね。
たしか、年末調整時点の定額減税額である「年調減税額」を算出して年末調整を行う際に、年調減税額を控除する必要があるんですよね。

ベテラン職員B よく勉強しているね。
ところで、年調減税の対象者についても、覚えているかな？

人事担当A はい、年調減税の対象となるのは、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円以下の従業員や役員ですよね。

年末調整の際に従業員や役員から提出された「基礎控除申告書」などから、その人の合計所得金額が1,805万円以下であることを確認するんですよね。

ベテラン職員B 素晴らしい！！
「基礎控除申告書」の「本人定額減税対象」欄にチェックが付いている人が年調減税の対象となるんだよね。申告書を提出する時にチェックを忘れる人が多そうだから、提出された申告書を確認する時は注意してね！！

人事担当A そうなんですね、気をつけます。
ほかに、年調減税額の計算する時に気をつけたいことなどありますか？

ベテラン職員B 年調減税額は、従業員や役員本人分3万円に、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を加算した金額となるのは知っているかな？

同一生計配偶者とは、年末調整をする従業員や役員と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下である方を言うんだけど、この同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めるためには従業員や役員から、その配偶者について記載した「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を提出してもらう必要があるんだよ。

人事担当A 従業員や役員本人の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の場合で、配偶者が居住者で、かつ、合計所得金額が48万円以下のときは、配偶者控除の適用を受けることはできませんよね？

ベテラン職員B そのとおり！！
従業員や役員本人の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の場合に、配偶者が居住者で、かつ、合計所得金額が48万円以下のときは配偶者控除の適用を受けることはできないけど、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を提出してもらえば、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めることはできるから、申告書の提出もれがないように、しっかり確認してね。

人事担当A わかりました。
しっかり勉強して、年末調整の事務を頑張ります！！
今週も残業かあ・・・



年調減税事務の注意点

- 1 合計所得が1,805万円以上の従業員は年調減税事務の対象にはなりません。
- 2 合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の従業員の同一生計配偶者の取扱いには注意しましょう。

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

**スマホで
完結!**

タブレットでも!



メリット②

**手数料が
お得!**

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

**期間内であれば
何度でも
印刷・使用可能!**

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

請求から受取までの流れ
オンラインで

ステップ1

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

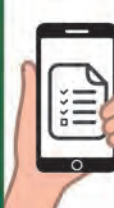
<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>



ステップ2

電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



**マイナンバー
カードが
必要です!**

ステップ3

電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、**納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。**

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

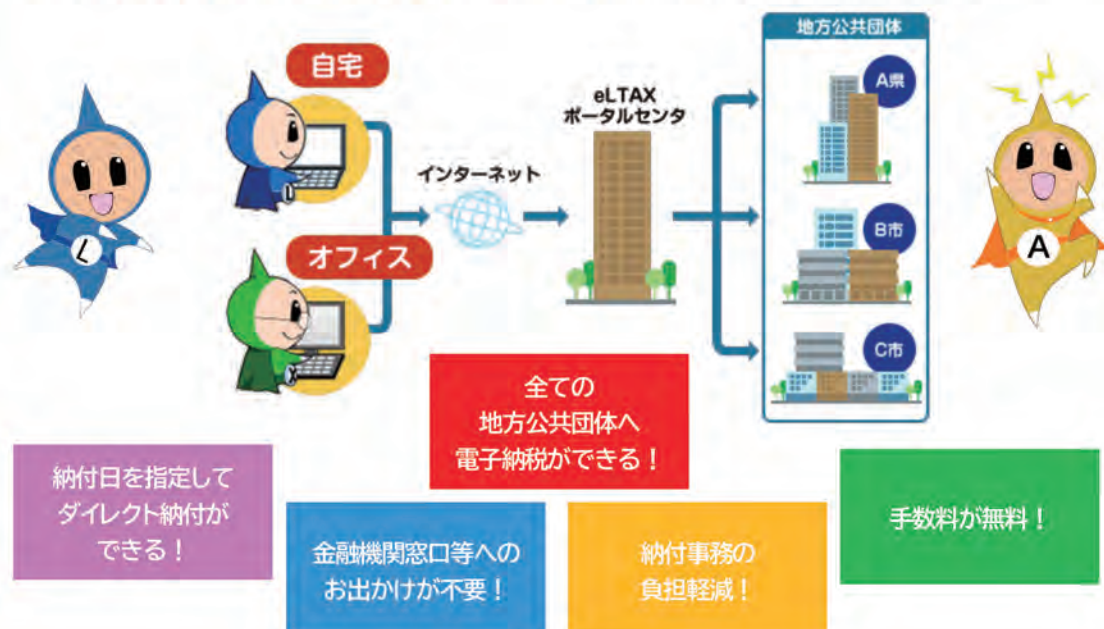
山梨県からのお知らせ

法人県民税・法人事業税 eLTAXで ダイレクト納付



地方税共同機構が運営する『eLTAX』(エルタックス)を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付(ダイレクト納付)することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。





STEP1

開始届出書を提出

STEP2

ID・暗証番号
を取得

STEP3

eLTAX 対応
ソフトウェアを取得

STEP4

納付データを
作成・送信・納税

※既に法人事業税等を電子申告している場合は『STEP3』からとなります。



■法人県民税
■法人事業税
■特別法人事業税
■県民税利子割
■県民税配当割
■県民税株式等譲渡所得割 など

■法人市町村民税
■固定資産税(償却資産)



eLTAX について更に詳しい情報は《eLTAX ホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



◆事業所訪問による eLTAX 等の利用開始支援



- 県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問して eLTAX や e-Tax(国税電子申告・納税システム)のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。
- この取り組みにより、これまでに多くの企業・事業所が eLTAX 等を導入し、納税事務の効率化を達成しています。
- この機会に、是非皆様におかれましても、法人県民税・法人事業税の納付に、ダイレクト納付の積極的な活用をお願いします。



【お問い合わせ先】山梨県総務部税務課 TEL:055-223-1386

災害時のケア、5つのポイント

産業カウンセラー 柏 木 勇 一

2024年は例年になく台風や大雨被害が出ています。職場や自宅が被害にあった方も多いと思います。9月初旬に記録的な大雨に見舞われた神奈川県西部の事業所責任者から、職場と社員の対応について相談を受けました。自動車部品製造の会社で建物内に被害を受け、出勤できない社員もいて悩んだことがきっかけでした。災害規模にもよりますが、職場対応と社員の心構えについて専門機関の調査を参考に回答しました。職場と個人のケアの基本は次の5つにまとめられます。災害に直面しても対応次第で社員の一体感が生まれ、業績向上につながる可能性があります。

ここに示した5項目は決して難しい内容ではありません。

◆ 職場環境について

① オフィス内の湿気やほこりに気をつける

コロナ禍は一段落しましたが、災害に備えて窓を締めきっていた状態のままでは感染症が心配です。換気には普段から注意が必要です。窓を開け、机やPC上のホコリを掃除することも重要。季節によっては椅子やソファのカバーにカビが発生していることもあります。清潔な職場環境を心がけてください。

② 職場のみんなと声をかけ合う

人との交流が多い方は、不眠やさまざまなストレス反応が低いことが証明されています。災害に直面した時、体験したことを、異なる部署の方とも声をかけ合うことは、自分自身や職場仲間の健康づくりのためにも大切です。災害から学ぶコミュニケーションの活性化が業績にもいい影響を与えるでしょう。

◆ 自分自身の取り組み

③ 睡眠不足に気をつける

睡眠は健康維持のために最も大事なことです。災害時は予報段階から準備に追われて寝不足になります。災害が過ぎても睡眠不足のままでは仕事の能率にも影響します。睡眠不足対策として自分ができる対策、ここでは腹式呼吸をお勧めします。1、2、3とゆっくり数えながらおなかを膨らませ、4で止めて、5、6、7、8、9、10と数えながらおなかをへこませて息を吐く方法です。寝る前に2～3回を習慣として取り組んでください。朝、日中もぜひ。

④ 運動不足に気をつけ、運動の習慣を意識する

災害の程度にもよりますが、体と心の負担から疲労感が残ります。そのままにしておかないで、回復することが重要です。対応は難しいことはありません。多くの方が普段から取り組んでいると思いますが、自分なりに運動をすること、ここでは散歩とウォーキングがおすすめです。時間を決めて定期的に実行してください。オフィスでは階段を使用することもお勧めです。

⑤ アルコールの取り過ぎに注意

災害だけではなく突然の出来事に直面すると、普段は飲酒をしていない方は別ですが、つい飲酒量が増えることはさまざまな調査で分かっています。過度の飲酒で、心的ストレス、抑うつ、睡眠不足の症状が現れます。普段の倍以上の飲酒は避けて、節酒を忘れないでください。

<参考>東北大学・災害科学国際研究所の調査

【筆者紹介】 柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。
産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新入会員紹介 (令和6年8月～10月)

(順不動・敬称略)

株式会社 エーティーエルシステムズ

代表者 佐藤 公紀
業種 情報サービス業
住所 甲府市太田町9-7
TEL0570-032-100 FAX055-220-6458
U R L <https://www.atl-systems.co.jp/>

株式会社 コネクトデスク

代表者 吉田 健太郎
業種 貴金属製造業
住所 甲府市幸町23-19
TEL055-288-0978 FAX055-288-0970
U R L <http://www.connect-desk.com>

株式会社 アクト

代表者 相川 幸輝
業種 貴金属加工
住所 甲府市蓬沢1-7-15
TEL055-227-6523 FAX055-227-6212

合同会社 AFEELA

代表者 齊藤 智也
業種 美容室
住所 中央市下河東3049-1
TEL090-4253-7703

株式会社 保険のアルフィー

代表者 大木 淳一
業種 保険業
住所 中巨摩郡昭和町西条1527
TEL055-287-9001 FAX055-287-9002

遠藤 清美

業種 税理士・行政書士・AFP
住所 中央市臼井阿原1719-68
TEL055-274-0866

株式会社 TASHVI JEWELS

代表者 カンデルワール・ワニット
業種 貴金属卸業
住所 甲府市宝2-20-2
TEL・FAX055-269-8399

国立大学法人 山梨大学

代表者 中村 和彦
業種 国立大学法人
住所 甲府市武田4-4-37
TEL055-220-8004 FAX055-220-8799
U R L <https://www.yamanashi.ac.jp/>

今澤アソシエイツ 株式会社

代表者 今澤 俊和
業種 サービス業
住所 甲府市武田3-8-20
TEL050-7117-8070
U R L <https://ia-career.co.jp/>

株式会社 E & J

代表者 金 廷玖
業種 ジュエリー製作販売
住所 甲府市下石田2-10-22 杉ビル202
TEL055-269-9085 FAX055-269-9087
U R L <https://www.voronoio.co.jp>

株式会社 RiCHE

代表者 塩島 千恵
業種 インテリアデザイン
住所 中巨摩郡昭和町河東中島1742-4
TEL080-9446-3668
U R L <https://riche-design.com>

有限会社 Glory Design

代表者 後藤 晃一
業種 貴金属加工・販売
住所 甲府市中央3-10-32
TEL055-227-5253 FAX055-227-5310
U R L <http://glory-design.com>

モデリスト

代表者 青柳 満輝
業種 美容業
住所 中巨摩郡昭和町河西1605-18
TEL055-275-8751 FAX055-269-7735

株式会社 小松ダイヤモンド工業所

代表者 小松 一仁
業種 宝石研磨
住所 甲府市宝1-11-20
TEL055-224-2518 FAX055-224-2548
U R L facetedpearl.com

株式会社 A I O

代表者 松本 一雄
業種 貴金属販売
住所 甲府市相生2-9-10
TEL055-226-6883 FAX055-233-3999

株式会社 桜井工業

代表者 深澤 知正
業種 卸業
住所 南アルプス市中野2125-1
TEL055-283-1171

研修会予定

○決算法人説明会

11月22日 山梨県立青少年センター
1月23日 山梨県立青少年センター

【内容】

○法人税についての注意点
○消費税について
○源泉徴収事務について

○新設法人説明会

1月21日 甲府法人会館

【内容】

○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
○日常の取引に係る法人税上の取扱いについて
○源泉徴収事務について

○カンタン解説！

源泉所得税の基本と実務テクニック

1月8日 東京エレクトロン・葦崎文化ホール
1月9日 アピオ甲府タワー館

【内容】

○給与所得者の確定申告

発行所

公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 奥水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

印刷所

株式会社 内田印刷所

令和6年11月20日

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気や
ケガの
備えに



契約年齢
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容に
より異なります。

心配な
「がん」の
備えに

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

必要な保障だけ手軽に備える、自由を選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、
特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン（医療保険[無解約払戻金2023A]）

保険期間

月額保障 治療費	治療 給付金	病気・ケガによって、つぎの いずれかに該当したとき 入院 4か月型 ^(※2) 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した 月ごとに1回 同月内に複数の支払 事由に該当した 場合でも、 重複してお支払い しません。 10万円 外来手術 のみに 該当した 月の場合 2.5万円	終身
	疾病入院 給付金 災害入院 給付金	病気・ケガによって 入院をしたとき	1日につき5,000円	終身
	諸経費 通院 給付金 ^(※3)	入院・手術・放射線治療の 前後に、病気・ケガの治療を 目的とする通院をしたとき	1日につき5,000円 注：訪問診療、オンライン診療 および電話診療も保障	終身
	日額保障	病気・ケガによって 入院をしたとき	1日につき5,000円	終身

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約
(上皮内新生物保障特約付き) 免除事由に該当したとき以後の
保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型
<三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き
<手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし
<健康祝い金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで
幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障

保険期間

精密検査	要精検後精密検査 給付金 ^(※4)	検診ごとに1年に1回 2万円	10年満期
------	---------------------------------	----------------	-------

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※7)
	特定診断給付金 ^(※6)	一時金として がん 50万円	
入院	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※7)
	入院給付金	1日につき 10,000円	
通院	通院給付金	1日につき 10,000円	終身 ^(※7)
	治療給付金	受けた月ごと ホルモン剤治療 のみの場合 10万円 5万円	
治療	特定保険外診療 給付金 ^{(※6)(※8)}	受けた月ごと 50万円	10年満期
	がんゲノムプロファイ リング検査給付金 ^(※6)	受けた月ごと 10万円	
先進医療・ 患者申出療養	がん先進医療・ 患者申出療養給付金 ^(※6)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	10年満期
	がん先進医療・ 患者申出療養一時金 ^(※6)	一時金として1年に1回 15万円	

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	<外見ケア特約> 外見ケア給付金 ^(※6)	①顔・頭部の手術②手足の切断術 ③頭髪の脱毛症状 ④⑤⑥各1回ずつ 20万円 1回限り 10万円	10年満期
------	-------------------------------------	---	-------

特定保険料払込免除特約^(※6) 免除事由に該当したとき以後の
保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※「責任開始期に関する特約」を付加しない場合は、「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一
<外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

●記載の保障内容などは2024年8月19日現在のものです。●新しい形の医療保険 REASONの保険料は、契約日が2024年9月2日以降の保険契約に適用となる保険料率です(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保険料率を変更する場合があります)。「生きる」を創るがん保険 WINGSの保険料は2024年8月19日現在の保険料率です。●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。●商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

Aflac
アフラック

山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F

TEL:055-223-5592

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

全国法人会総連合